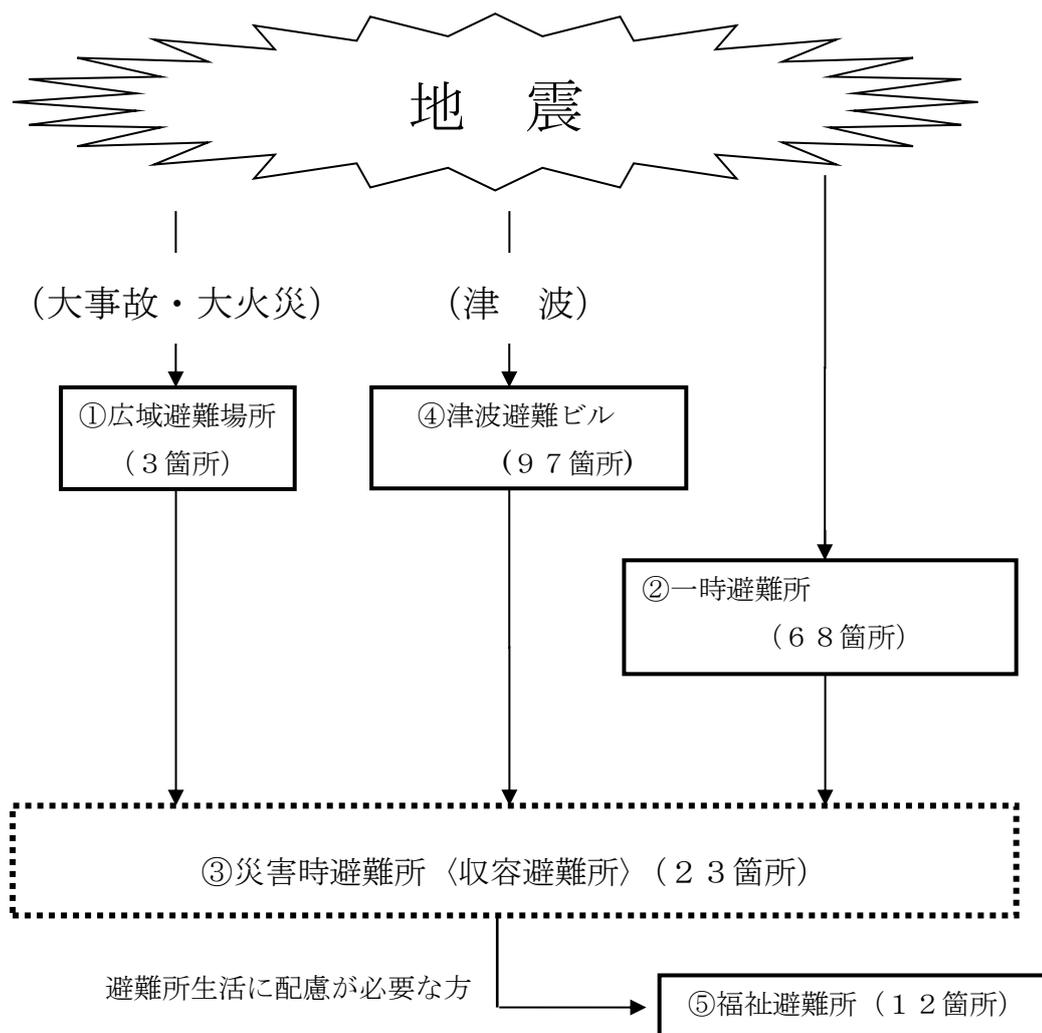


〈参考〉避難フロー図



〈実施状況等〉

- ・ 避難時におけるトイレ問題を解決するため、指定した津波避難ビルで配置可能なビルにポータブルトイレやレスキューシートの配備を実施しています。
- ・ 災害時避難所に、必要に応じ障がい者用トイレ等の配備を行うとともに、外国人への災害情報提供等のサポートに向けた検討を行います。
- ・ 今後、災害時避難所外で生活している避難者に係る情報収集方法について検討を行います。

5 災害予防計画

「事前に備える」という観点を重視し、「予防」と「事前準備の徹底」に重点的に取り組むとともに、「区民が主体」となった防災訓練等を実施します。

(1) 自主防災組織の育成

災害に強いまちづくりの実現に向け、地域防災力の向上のため自主防災組織の育成に努めます。

- ・ 地域防災担当者講習会の実施・・・年2回地域防災訓練の調整や啓発等を実施...
- ・ 地域防災リーダー講習会の実施・・・年1回消防署指導による可搬式ポンプの操作訓練や応急救護訓練などの技術訓練（区内312名）

(2) 避難訓練の実施

地域が主体となり自主的な津波避難訓練等を実施しています。各種会議や区の広報紙やホームページ等も活用し広く周知を行い、多くの方の参加を求めます。

● 地域：区内一斉防災訓練

平成 27 年度～毎年 11 月の第 3 日曜日に西淀川区全地域（14）で津波発生を想定した避難訓練及び自主防災組織の確立と地域住民が主体的に避難所の開設・運営を担うことを目的とした訓練を行っています。（区役所合同訓練）

福祉避難所合同開設訓練

西淀川区全地域の福祉避難所による合同開設訓練を持ち回りで年 1 回行っています。

情報伝達通信訓練

地域の無線従事者と区役所のデジタル MCA 無線機の通信訓練（毎月 1 回実施）

● 区役所：総合震災訓練の実施（毎年 1 月）

区内一斉防災訓練（11 月）・・・基本全職員を対象に区本部及び地域の運営開設訓練への参加
総合震災訓練（毎年 1 月）・直近参集者訓練の実施（区役所職員以外の区内居住市職員の参加）



<津波避難訓練>



<津波避難訓練>



<避難所開設運営訓練>

<実施状況>

- ・毎年度、全 14 地域で津波を対象とした防災訓練を実施します。
- ・職員（直近参集者も含む）の防災訓練を毎年度実施します。

(3) 防災マップの作成

<西淀川区防災マップ>



(4) 物資等の備蓄

災害時に備えて、区役所や収容避難所である学校に、備蓄物資を配備しています。各家庭でも水や非常食のほか、家庭状況に応じた備蓄をお願いします。

家庭での備蓄用品の例

<p>アレルギーをお持ちの方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄する食料品の工夫が必要です。 	<p>持病をお持ちの方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬を備蓄しておきましょう。 	<p>ご高齢の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 眼鏡、食べ物、衣類(下着)など 	<p>乳幼児のいる家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙オムツ、粉ミルク、おしりふき、おんぶ紐など
--	--	---	---

あなたが、あなたの家族が必要なものを備蓄しましょう!



① ①区役所の備蓄物資 アルファ化米・飲料水・ビスケット・災害時オストメイト専用トイレ(簡易組立式)毛布・などを、浸水を想定して区役所建物の4・5階に備蓄しています。

②災害時避難所への配備 上記①の物資に加え、小学校等災害時避難所に平成 19 年度より西淀川区独自の備蓄物資を配備しています。

簡易トイレ・簡易トイレ処理剤・簡易パーテーション・救助用資器材・救助担架・ワンタッチパーテーション・防災用発電機・LED ライト・ロール畳・ダンボール間仕切り・救助担架・おんぶ紐・簡易ベッド・ヘッドライト・非常用水電池・レスキューシート・リアカー・ガスボンベ車イス・ハンドメガホン・使い捨て手袋・マスク

③ 津波避難ビル用備蓄物資 平成 25 年度～ ポータブルトイレ、防寒用レスキューシート等



< 飲料水 >

< 毛布 >

< ビスケット >

(5) 海拔表示板の設置

西淀川区は三方を海と川に囲まれた地盤の低い地形であり、津波に対する不安を感じている地域住民も多い状況から、地域住民に対し、津波災害時の避難意識向上のため、尼崎市と連携して平成 25 年度から海拔表示板を設置しています。(約 800 か所：令和元年度末現在)



(海拔表示板)

$O.P. = T.P. (\text{東京湾中等潮位} = \text{海拔}) + 1.3 \text{ m}$

(6) 避難行動要支援者の支援

①避難行動要支援者の定義

・要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者といい、次のような状態の人々が該当します。

- ・移動が困難な人
- ・日常生活上介助が必要な人。
- ・情報を入手したり、発信したりすることが困難な人。
- ・急激な状況の変化に対応が困難な人。
- ・薬や医療装置が常に必要な人。
- ・精神的に著しく不安定な状態を来す人。
- ・言語、文化、生活習慣への配慮が必要な人。